



配偶者控除 および 配偶者特別控除 が 変わります



平成 30 年分 所得税および平成 31 年度分住民税から配偶者控除および配偶者特別控除が見直されました。

配偶者控除について、納税義務者(扶養する人)に所得制限が設けられ、合計所得金額が 900 万円を超えると控除額が減少し、1,000

万円を超える場合は適用できません。

配偶者特別控除について、配偶者の合計所得金額の上限が 123 万円まで拡大され、それに合わせて控除額が変更されます。また、納税義務者の合計所得金額が 900 万円を超えると控除額が減少し、1 千万円を超える場合は従来通り適用できません。

具体的な控除額は下表のとおりです。

【改正後の配偶者控除と配偶者特別控除の控除額】 (平成 30 年分所得税・平成 31 年度分住民税から適用)

項目	配偶者の合計所得金額 ※ ()内は、収入が給与収入のみの場合の配偶者の給与収入金額	税目	納税者本人の合計所得金額 ※ ()内は、給与所得のみの場合の納税者本人の給与収入金額		
			900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,120 万円超 1,170 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,170 万円超 1,220 万円以下)
			配偶者控除	38 万円以下 (103 万円以下)	住民税 所得税
	老人控除対象配偶者	住民税 所得税	38 万円 48 万円	26 万円 32 万円	13 万円 16 万円
配偶者特別控除	38 万円超 85 万円以下 (1,030,000 円超 1,500,000 円以下)	住民税	33 万円	22 万円	11 万円
		所得税	38 万円	26 万円	13 万円
	85 万円超 90 万円以下 (1,500,000 円超 1,550,000 円以下)	住民税	33 万円	22 万円	11 万円
		所得税	36 万円	24 万円	12 万円
	90 万円超 95 万円以下 (1,550,000 円超 1,600,000 円以下)	住民税	31 万円	21 万円	11 万円
		所得税	31 万円	21 万円	11 万円
	95 万円超 100 万円以下 (1,600,000 円超 1,667,999 円以下)	住民税	26 万円	18 万円	9 万円
		所得税	26 万円	18 万円	9 万円
	100 万円超 105 万円以下 (1,667,999 円超 1,751,999 円以下)	住民税	21 万円	14 万円	7 万円
		所得税	21 万円	14 万円	7 万円
	105 万円超 110 万円以下 (1,751,999 円超 1,831,999 円以下)	住民税	16 万円	11 万円	6 万円
		所得税	16 万円	11 万円	6 万円
	110 万円超 115 万円以下 (1,831,999 円超 1,903,999 円以下)	住民税	11 万円	8 万円	4 万円
		所得税	11 万円	8 万円	4 万円
115 万円超 120 万円以下 (1,903,999 円超 1,971,999 円以下)	住民税	6 万円	4 万円	2 万円	
	所得税	6 万円	4 万円	2 万円	
120 万円超 123 万円以下 (1,971,999 円超 2,015,999 円以下)	住民税	3 万円	2 万円	1 万円	
	所得税	3 万円	2 万円	1 万円	
123 万円超 (2,015,999 円超)	住民税	0 円	0 円	0 円	
	所得税	0 円	0 円	0 円	